

日本消化器内視鏡技師会会員規則

(一般社団法人日本消化器内視鏡技師会定款から、会員に関することを抜粋したものである)

- 第1条(名称) 本会は有限責任中間法人日本消化器内視鏡技師会と称する。
- 第2条(目的) 本会は消化器内視鏡技師(以下内視鏡技師)の技術の向上を図り、研究発表、知識の交換並びに将来内視鏡技師を志すものの育成に寄与し、会員の資質の向上をめざすことを目的とする。
- 第3条(事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 理事会・評議員会の開催。
 2. 消化器内視鏡技師学会等の運営。
 3. 教育講座の開設と補習教育の実施。
 4. 各支部会との連絡を密にし、情報の交換を円滑にする事業。
 5. 事業の企画運営、調査研究。
 7. 会報の刊行。
 8. その他、全各号に掲げる事業に付帯または関連する事業。
- 第4条(会員) 本会は日本消化器内視鏡学会認定の消化器内視鏡技師で、定められた会費を納める者で組織する。
- 第5条(会費) 会員は、別に理事会で定める会費を納入しなければならない。
- 第6条(退会) 会員はいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月前に当会に対して、あらかじめ退会の予告をするものとする。
2. 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。
 - (1) 成年被後見人、又は被保佐人となったとき
 - (2) 死亡または解散
 - (3) 会費を2カ年以上滞納したとき
 - (4) 5年ごとの更新を棄権したとき
 3. 措定の手続きを経て退会した場合、内視鏡技師の資格を喪失する。再取得は認定試験を受けるものとする。
- 第7条(除名) 当会会員が当会の名誉を毀損し、著しく当会の目的に反するような行為をしたとき、又は、会員としての義務に違反したときは、理事会の決議によりその会員を除名することができる。
- 第8条(役員) 当会に理事15名以内、監事4名以内をおく。
2. 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

第9条(選出方法) 会長及び副会長である理事は別に定めるところにより立候補した評議員の中から、総会で選任する。

2. 会長、副会長以外の理事及び監事の選任については、定款によるものとする。

第10条(役員任期) 理事及び監事の任期はそれぞれ2年とするが再任を妨げない。

2. 監事の任期は4年とする。

第11条(役員職務) 本会の役員は次の職務を行う。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、事業の執行を図る。
4. 監事は本会の事業内容、会計内容を監査する。

第12条(評議員) 当会は一般会員の中から選任された評議員をもって評議員会が構成される。評議員は総会を組織し、定款に定める職務を行う。

2. 評議員の選任、任期等については、定款によるものとする。

第13条(総会) 総会は評議員をもって構成する。総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

第14条(総会の機能) 総会は、当会の最高議決機関として、定款に定めるもののほか、会務について会長の諮問に応じて評議し、当会の運営に関する事項を議決する。

1. 予算及び決算に関する事項
2. 定款の制定及び変更に関する事項
3. 役員を選任及び解任に関する事項
4. 総会において、審議することを議決した事項

2. 総会に関する上記以外の事柄に関しては定款によるものとする。

第15条(事業年度) 当会の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第16条(会則の変更) 本会則の変更は評議員会決議を経るものとする。

第17条(事務局) 本会の事務局は下記におく。

東京都豊島区西池袋 3-22-7 池田ビル 302号
有限責任中間法人日本消化器内視鏡技師会

技師会支部会に関する細則

1. 技師会各支部とは(社)日本消化器内視鏡学会での支部にあたる、北海道、東北、関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の内視鏡技師会支部とする。
2. 支部会では支部の会員間の疎通をはかると共に、支部での研究発表会、並びに必要とされる講習会等を開催する。